

横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱

平成19年8月27日 制定
令和6年4月1日 最近改正

(目的)

第1条 この要綱は、工業集積地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域又は工業専用地域の各一部からなる別図に示す地域をいう。以下同じ。）に所在する土地を取引する場合における届出に関し必要な事項を定め、工業集積地域における土地の取引に先立ち必要な助言を行うことにより、工業集積地域に所在する土地の適正な利用及び周辺土地の利用との調和を図ることを目的とする。

(届出)

第2条 次に掲げる要件を満たす土地（以下「対象土地」という。）に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をしようとする者（以下「売主等」という。）は、それらの移転又は設定を目的とする契約（予約を含む。以下「取引契約」と総称する。）を締結する6月前までに、契約当事者に関する事項及び土地に関する事項を市長に届け出るものとする。

- (1) 工業集積地域に所在すること。
- (2) 地積の総計が5,000平方メートル以上であること。
- 2 前項の規定による届出は、土地取引届出書（第1-1号様式）によるものとする。
- 3 第1項の規定による届出があった土地について、当該届出に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。
- 4 前項の規定による届出は、土地取引変更届出書（第1-2号様式）によるものとする。

(協議)

第3条 市長は、前条第1項及び第3項の規定による届出があったときは、横浜市土地利用総合調整会議要綱（平成15年4月1日制定）第5条に規定する土地取引前協議部会（以下「部会」という。）に協議させるものとする。ただし、土地利用に変更がない場合の届出については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により部会に協議させる場合は、横浜市都市計画マスタープラン等本市の土地利用の方針を踏まえさせるものとする。
- 3 第1項の規定による協議は、書面による協議とすることができる。

(助言)

第4条 市長は、前条第1項の規定による部会の協議の結果に基づき、必要があると認めるときは、売主等に対し、助言を行うものとする。

- 2 前項の助言は、必要に応じ、前条第2項の方針等に則して行うものとする。
- 3 第1項の助言は、土地取引の届出に関する助言書（第2号様式）によるものとする。

(売主等の責務)

第5条 売主等は、前条第1項の助言があったときは、その内容を尊重するとともに、当該助言の内容を取引契約の相手方に明示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成20年2月1日以降に締結する取引契約について適用する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成20年2月1日から同年5月1日までの間に締結する取引契約に係る同項の規定による届出は、平成19年11月1日にするものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱で規定する地積の総計が5,000平方メートル以上かつ9,000平方メートル未満の土地に関する取引契約については、平成25年6月1日以降に締結しようとするものから適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

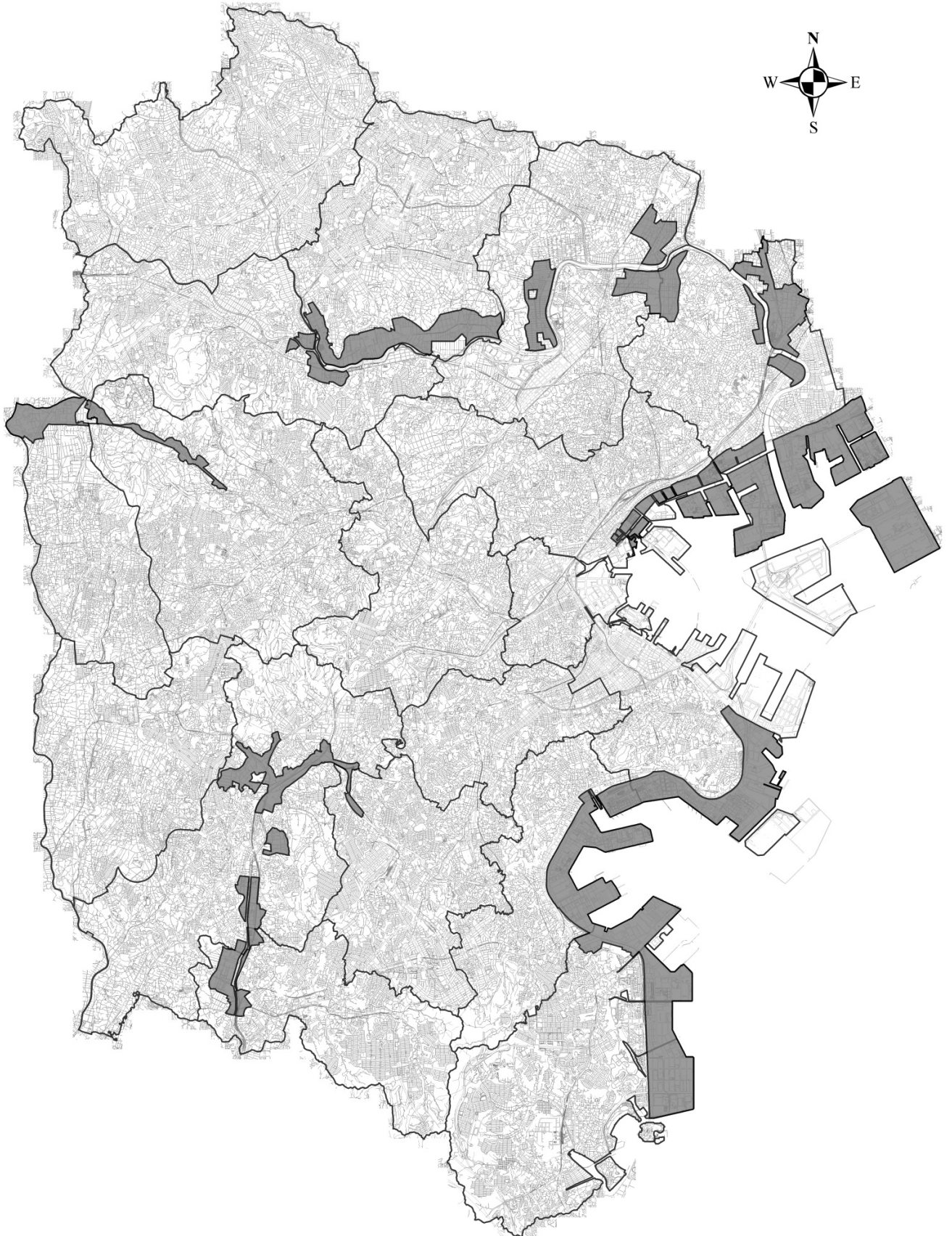
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別図(第1条)



工業集積地域

〔都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域又は工業専用地域の各一部からなる〕



土地取引届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 (売主等)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(担当者または代理者氏名及び連絡先)

横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱第2条の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

1 取引の概要

取引を行う土地の所在		横浜市 区	
取引を行う土地の面積 (実測)		m ²	
現在の土地利用状況			
売主等	住 所		
	氏 名		
	電 話		
買主等	<input type="checkbox"/> 予定者あり	住 所	
		氏 名	
		業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 未定 ※買主等が未定の場合は、市から買主等を紹介させて頂くことがあります。		
契 約 態 様		(<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> その他()) の (<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定)	
契約締結予定時期			
主な土地利用目的		<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる () <input type="checkbox"/> 未定	

2 取引を行う土地の詳細

所 在		登 記 目	登 記 積
区 ・ 町 名	地 番		
合 計	筆	地積 (実測面積) m ²	登記面積 m ²

※ 添付図書 (土地取引届出書と次の添付図書は、正本1部、副本1部を提出してください。)

- 1 委任状 (代理人が届け出る場合)
- 2 位置図
- 3 公図の写し (事業区域及び隣接地の所有者名を記入したもの)
- 4 土地の登記事項証明書

土地取引変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者（売主等）

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

（担当者または代理者氏名及び連絡先）

横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱第2条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

取引を行う土地の所在	横浜市 区		
前回届出日	年 月 日		
変更理由			
(1) 取引の概要			
変更項目	変更前		変更後
<input type="checkbox"/> 買主等	住所： 氏名： 業種：		住所： 氏名： 業種：
<input type="checkbox"/> 契約態様			
<input type="checkbox"/> 契約締結年月日			
<input type="checkbox"/> 主な土地利用目的			
(2) 取引を行う土地の詳細			
変更前			
所 在		登 記	登 記
区 ・ 町 名	地 番	地 目	面 積
合 計 筆	地積（実測面積）	m ²	登記面積 m ²
変更後			
所 在		登 記	登 記
区 ・ 町 名	地 番	地 目	面 積
合 計 筆	地積（実測面積）	m ²	登記面積 m ²

※変更項目（□）にレ点を記入してください。

※添付図書 1 位置図、2 公図の写し（事業区域及び隣接地の所有者名を記入したもの）、3 土地の登記事項証明書を添付してください。（2、3は土地に関する事項を変更した場合に、添付願います）

土地取引の届出に関する助言書

第 年 月 日 号

住所 氏名 様

横浜市長 印

横浜市では、本市経済を支える重要な分野である「ものづくり産業」を重点的に推進・保全する地域を工業集積地域として位置づけ、様々な振興策を行っております。しかし近年、特に内陸部の工業集積地域において住居系施設等、工業以外の用途への土地利用が顕著化し、操業環境の悪化等による企業転出が進んでおり、工業集積の維持や周辺環境との調整が課題となっております。

このような状況において、本届出制度は早期に土地取引の内容を届けていただき、工業系土地利用に向けた調整など、工業集積地域の適正な土地利用を実現することを目的としております。

つきましては、 年 月 日に提出された土地取引届出書について、横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱第4条の規定により、次のとおり助言します。取引契約を締結する場合は、あらかじめ助言の内容を取引契約の相手方に明示してください。

取引を行う土地の所在	
取引を行う土地の面積	
契約態様	
取引後の主な土地利用目的	
■本市の基本計画等について	
■助言事項	
■その他	